新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

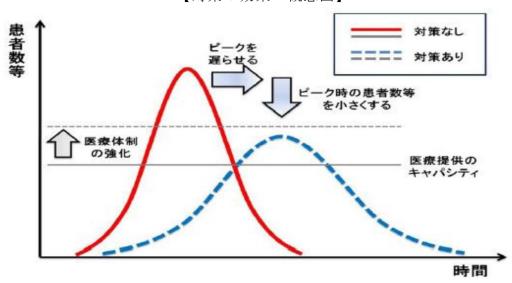
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通機関が発達している現代では、新型インフルエンザ等が発生した場合、短時間のうちに世界中に拡大することが予想され、成田国際空港に隣接している本町への影響も少なくないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置き、町は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピークの患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとと もに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えな いようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2)町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。
 - ・町内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済 の安定に寄与する業務の維持に努める。

【対策の効果・概念図】



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応してい く必要があることを念頭に置なければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況でも対応できる対策を示すものである。

そこで、科学的知見及び国・県の対策を基に、本町の地理的な条件、交通機関の発達 度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果 的に組み合わせてバランスのとれた戦略を確立する。

- ・発生前の段階では、国による水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄やワクチンの研究・開発と供給体制の整備に加え、県による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や県内の医療体制の整備など、国や県の動向を把握し、町民に対する啓発や町・事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制 に切り替える。
- ・国内の発生当初の段階では、県が患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を行う。町は県の要請に応じて、その取組等に適宜、協力する。
- ・なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・国内で感染が拡大した段階では、国や県、事業者等と相互に連携して、医療の確保 や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊 張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めて おいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨 機応変に対処していくことが求められる。
- ・事態によっては、地域の実情等に応じて、県へ報告、又は県を通じて関係省庁や政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応等を含め、県が主体となり総合的に行い、町は県等の要請に応じ適宜、協力するものとする。また、事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

さらに、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するために、国、県、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いやうがいなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の 法令、政府行動計画、県行動計画及び本行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定 (地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な 実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じる

というものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、本町は、未発生の段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態 宣言(以下「緊急事態宣言」という。)がなされる場合に備え、県との意見交換を行い、必要事項については調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響

(1)新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染 経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えら れるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想 定した推計結果を本町に当てはめることで、被害想定を行った。

【芝山町における被害想定値】

項	目	想定値		
医療機関] 受 診 者	約800人~1,540人		
中等度(上限値)	入院者数	約 30人		
	死亡者数	約 10人		
重度(上限値)	入院者数	約120人		
里 及 (上)[[][[]][[]]	死亡者数	約 40人		

- 注) ①数値は、想定される上限値であり、新型インフルエンザワクチンや抗インフル エンザウイルス薬等の使用による効果は考慮していない。
 - ②人口は、平成22年国勢調査の7,920人を使用した。
 - ③想定の条件 罹患率:25%

致命率:アジアインフルエンザ等を中等度 0.53%

スペインインフルエンザを重度 2.0%

《参考》

<国及び県の被害想定値>

項	<u> </u>	国の想定値	県の想定値	
医療機関	受 診 者	約1,300万人~約2,500万人	約63万人~約121万人	
中等度(上限値)	入院者数	約53万人	約2.6万人	
	死亡者数	約17万人	約0.8万人	
重度(上限値)	入院者数	約200万人	約9.7万人	
里 皮 (上)水胆)	死亡者数	約64万人	約3.1万人	

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・町民の25%が流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家族での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策をすすめる。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階 に応じた具体的な対策を検討する。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 町の役割

住民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、新型インフルエンザ等の発生前の段階から、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、必要な対策を推進する。対策の実施に当たっては、県や近隣自治体と堅密な連携を図る。

また、新型インフルエンザ等が国内で発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときは、速やかに「芝山町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、 新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエ ンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備 を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条 第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における 感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエン

ザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

(8) 個人の役割

新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策 等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザに おいても、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努め る。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、町等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践する。

6. 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための具体的な対策について、(1) 実施体制、(2) 情報提供・共有、(3) 予防・まん延防止、(4)予防接種、(5) 医療、(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保、の6項目に分けて立案している。各項目に含まれる内容を以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、町は、国、県、指定(地方)公共機関と相互に連携を図り、一体となった 取組を行う。また、新型インフルエンザ等の発生前においては、事前準備の進捗を確 認するとともに、関係各課等と連携して、全庁一体となった取組を推進する。

各課等は、相互に連携を図りつつ、本行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、新型インフルエンザ等の発生及び感染拡大に伴い、行政サービスの低下及び業務の混乱が予想されることから、町民生活に必要不可欠な行政サービスの継続提供と危機管理対応業務を推進するため、マニュアル及び業務継続計画を作成し、重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときは、特措法第34条に基づき、直ちに「芝山町新型インフルエンザ等対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求めら

れる対策であることから、本行動計画の策定や発生時の対応等について、有識者等幅広い分野の専門家からの意見を聴取する。

○対策本部の構成

対策本部は、本部長が指名した者で構成する。

○対策本部の所掌事務

- ・新型インフルエンザ等対策に係る方針の決定及び対策の推進に関すること。
- ・新型インフルエンザ等対策に係る連絡調整に関すること。
- ・新型インフルエンザ等対策に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ・その他本部長が必要と認める事項。
- ○対策本部を円滑に運営するため、必要に応じて対策本部連絡会を置く。

(2) 情報提供・共有

(ア)情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、指定(地方)公共機関、医療機関、登録事業者、一般の事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、指定(地方)公共機関、医療機関、登録事業者、一般の事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ)情報提供手段の確保

町民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、高齢者や障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、ホームページや防災行政無線等の活用も含めて複数の媒体を用いて、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ)発生前における町民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前に おいても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調 査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらううえで必要である。

特に、学校、保育所等では、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各課等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ)発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時は、発生状況や対策の実施状況等について、迅速 かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民に提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して 伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々 に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(オ)情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、 町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、町民からの相談や問い 合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、 次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) 予防・まん延防止

(ア)目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することができる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うこととなる。まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ)主なまん延防止対策

個人における対策については、県は、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。町は、県の対策等に適宜、協力するとともに、町民に対して迅速に状況の理解と協力を求めていく。

地域対策・職場対策については、県内における発生初期の段階から、個人における

対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとされており、学校等各施設に対し迅速に状況の理解と協力を求めていく。

そのほか、新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、発生動向や水際対策について把握する。感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得る。本町は成田国際空港と隣接しているため、県内でも最も早く患者が発生する可能性があるため、患者発生以降に行うまん延防止対策の実施に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(4) 予防接種

(ア)ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

なお、国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進するとしており、町としては、国の動向を注視する。

(イ)特定接種及び接種体制

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は町を実施主体として、原則集団接種により接種を実施するとされている。このことから、未発生期から関係各部署との調整をはかり、接種が円滑に

《参考》

政府行動計画 II-6 (4)予防・まん延防止 (ウ)予防接種 ii)特定接種 抜粋 ii-1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を 行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録 を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事す る者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・ 公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる 公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含 む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、

備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の 実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等 対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又 は町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるた め、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められ る。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、 接種体制の構築を登録要件とする。

(ウ)住民接種及び実施体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する 予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特 措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予 防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項 の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

住民接種については、実施主体は町であり、原則として集団接種により実施することとされている。このことから、町は、国や県、近隣自治体や医師会、薬剤師会等関係機関との協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

《参考》

政府行動計画 II-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種 iii)住民接種 抜粋 iii-1) 住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

①医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することによ

- り重症化するリスクが高いと考えられる者。
- ・基礎疾患を有する者
- 妊婦
- ②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む)
- ③成人·若年者
- ④高齢者: ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群 (65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えられることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【留意点】

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、町民の生命 及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最 小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、そのために は県や医師会等の関係機関と連携を図ることが必要となる。

(ア)県の対策への協力

・県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

《参考》

県行動計画Ⅱ-6-(5)医療 抜粋

(5) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定(地方)公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

(イ) 未発生期における医療体制の整備について

県は、二次医療圏の圏域又は健康福祉センター(保健所)の所管区域を単位とし、保健所設置市と連携を図りながら、健康福祉センター(保健所)が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置(地域健康危機管理推進会議を活用等)し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。

また、帰国者・接触者相談センター(発生国からの帰国者や患者の接触者等を対象とした相談センター)の設置の準備を進めるとともに、帰国者・接触者外来

(発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来)を設置する医療機関や臨時の医療施設を設置するための公共施設等のリストをあらかじめ作成する等、設置の準備を行う。

保健所設置市は、県と連携を図りながら、市域における医療体制の整備を図る。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともにまん延防止対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県内における感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく。また、発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等の診療は、季節性インフルエンザの診療を行う全ての 医療機関で実施することが原則となるが、流行の初期段階では、特定の医療施 設への患者の誘導策を実施する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。医療体制については、千葉県ホームページや県民だより等の広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」からも情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を 入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在 宅療養の支援体制についても整備しておく。 医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地区医師会、小児科医会等の専門医会、中核病院等の関係機関のネットワークを構築する。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償について

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると 認めるときは、医師、薬剤師、看護師等その他、特措法施行令(以下「政令」と いう。)で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等することがで きる。

国及び県は要請等に応じて患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準により、その実費を弁償する。また、要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

国は諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の 45% に相当する量を目標として、国及び都道府県において計画的かつ安定的備蓄を進めるとしている。このため、県は割り当てられた備蓄目標について計画的に 備蓄を進める。

国は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、今後、備蓄薬を追加・更新する際に他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしている。県は、国の指示等に従い、状況に応じた薬剤の備蓄を進める。

(イ)在宅療養患者への支援

・県、医療機関、その他関係機関と連携しながら、在宅療養患者への支援を行う。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出ることが想定され、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限にできるよう、国、県、町、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、 事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、 あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定 めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での各発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとしている。

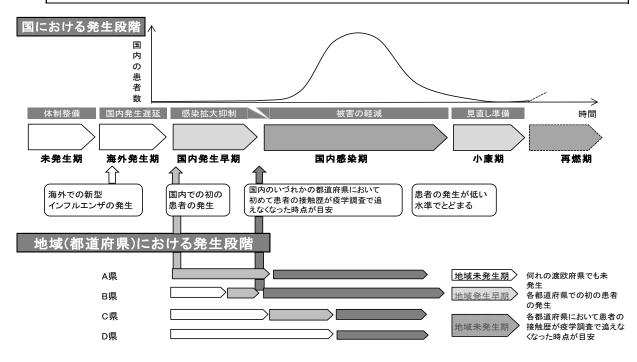
しかし、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に都道府県レベルでの 医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は発生段階 を6つに分類し、その移行についても、必要に応じて県が判断するとしている。

本町における発生段階は、6段階とし、本行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおり に進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化す るということに留意が必要である。

> <国及び地域(都道府県)における発生段階> ※政府行動計画より転記

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期 への移行は、都道府県を単位として判断



<WHO及び国、県、本町の発生段階>

	WHO	国	県	本町	状 熊	
	(2009年)				小 流	
発生段	フェーズ	未発生期			新型インフルエンザ等が発生してい	
	$1 \sim 3$	不先生 朔			ない状態	
	フェーズ 4~6	海外発生期			海外で新型インフルエンザ等が発生	
					した状態	
		国内発生 早期 / 国内感染期	県内未発生期		国内で新型インフルエンザ等患者が	
					発生しているが、県内では発生してい	
					ない状態	
			県内発生早期		県内で新型インフルエンザ等患者が	
					発生しているが、すべての患者の接	
階					触歴を疫学調査で追える状態	
			県内感染期		県内で新型インフルエンザ等患者の	
					接触歴が疫学調査で追えなくなった	
					状態	
		小康期			新型インフルエンザ等の患者が減少	
	ポストパンデ				し、低い水準でとどまっている状態	
	ミック期	ミック期				